

相続定期預金

2023年12月1日現在

1. 商品名(愛称)	・相続定期預金
2. ご利用いただけるお客さま	・金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得された資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま。 (当金庫以外の預金、相続により取得された不動産や株式等の換金代金も預入可能です。) ・お預け入れの際には「お預けされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類が必要となります。 【例】・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し ・戸籍謄本の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの)の写し ・法定相続情報一覧図 ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し、等
3. 取扱期間	・2023年12月1日(金)～2025年3月31日(月)
4. 預入期間	6ヵ月、1年、5年 自動継続定期預金(元金継続のみ)のお取り扱いとなります。 お利息をお受け取りいただくための普通預金口座が必要です。
5. 預入方法	・一括してお預け入れいただけます。(ただし、複数口座に分割することができます。)
6. 預入金額	・100万円以上～相続により取得された金額の範囲内 (相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預け入れできます。) マル優などの利用を図るため、100万円以上の複数の口座に分割することができます。
7. 預入単位	・1円単位
8. 払戻方法	・満期日以後に、一括してお支払いいたします。
9. 利息	(1)適用金利 6ヵ月 : 年利 0.2%(税引後 0.15937%) ※復興特別所得税を含みます。 1年 : 年利 0.15%(税引後 0.1195275%) ※復興特別所得税を含みます。 5年 : 年利 0.10%(税引後 0.079685%) ※復興特別所得税を含みます。 ※募集期間内にお預け入れいただいたものに限りです。 ・上記金利の適用は、初回満期到来時までとさせていただきます。 ・満期後は、スーパー定期(300万円未満・300万円以上)、または大口定期(1,000万円以上)として自動継続するものとし、自動継続後の適用利率は、満期日当日の店頭表示金利を適用いたします。 (2)付利方法 ・6ヵ月、1年ものは、預入金額にかかわらず満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・5年もので、預入金額が1,000万円未満のものは、半年複利でご計算したお利息を満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・5年もので、預入金額が1,000万円以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日まで)に到来するお預け入れ日の1年毎の応答日)以降および満期日以降に、分割してお支払いいたします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算いたします。 (3)計算方法 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で計算いたします。

10. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（分離課税）がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優対象の方は、非課税でのお取扱いができます。 ・「総合口座」の担保として組み入れ、総合口座の普通預金から当座貸越による自動融資がご利用いただけます。この場合、貸越利率は担保定期預金に年0.5%上乗せした利率となります。
12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料はかかりません。
13. 中途解約時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・この定期預金は原則、満期日前解約はできません。ただし、やむを得ないご事情により、お客さまから期限前にご解約を申し出られた場合、当金庫がこれを認めて期限前の解約に応じることがあります。 ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率にて、預入日から解約日の前日までの日数について計算し、このご預金とともにお支払いいたします。
14. 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客さまサービス担当（8時45分～17時）0800-333-0040までお申し出ください。
15. 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会(03-3581-0031)・第一東京弁護士会(03-3595-8588)・第二東京弁護士会(03-3581-2249)・奈良弁護士会(0742-22-2035)の仲裁センター等や、証券・金融商品あっせん相談センター[ADR FINMAC](0120-64-5005)で紛争の解決を図ることもできますので、ご希望のお客さまは上記お客さまサービス担当 または 全国しんきん相談所（03-3517-5825）にお申し出ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、上記弁護士会、当金庫お客さまサービス担当もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p> </div>
16. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この定期預金は、他の優遇金利定期預金商品との金利上乗せの併用はできません。 ・継続を停止した場合のお利息は、満期日以降にこのご預金とともにお支払いいたします。この場合、満期日以降のお利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・満期後は、スーパー定期（300万円未満・300万円以上）、または大口定期（1,000万円以上）として自動継続いたします。 ・指定口座にお利息を入金する際、満期日が当金庫の休業日であったときは、その休業日付けて翌営業日にお利息指定口座へご入金いたします。 ・この定期預金は、預金保険制度の対象預金です。預金保険によって1預金者当たり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます） ・金利環境変化等により、募集期間中であっても適用金利変更や募集中止する場合がございます。